

確認検査業務に係る申請書類等の押印廃止について

「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令」（令和3年1月1日施行）により建築基準法施行規則等の手続きについては押印が不要となりました。

これにより、申請者様から令和3年1月1日以降にご提出いただく、以下の確認検査業務に係る申請書類等の押印が不要になりましたのでお知らせいたします。

1 押印が不要となる書類

書類名	不要となる印
確認申請書（建築物）	申請者印、設計者印
確認申請書（工作物）、（昇降機）	申請者印
計画変更確認申請書（建築物）	申請者印、設計者印
計画変更確認申請書（工作物）、（昇降機）	申請者印
中間検査申請書	申請者印、工事監理者印
完了検査申請書	申請者印、工事監理者印
仮使用認定申請書	申請者印
上記申請に添付する建築基準法施行規則に規定する図書及び書類	設計者印※1
建築工事届	除却工事施工者印
建築主等変更届※2	建築主等印、代理人印、変更前建築主等印、変更後建築主等印
工事監理者（変更）届	建築主等印、代理人印
工事施工者（変更）届	建築主等印、代理人印
記載事項変更届	建築主等印、代理人印

- ・特定行政庁が指定する一部書類等については、押印が必要になります。
- ・書面を訂正する場合は、訂正印を押印して訂正する又は訂正した書面の提出をお願いいたします。
- ・※1 確認図面等の設計者印は不要になりましたが、設計者の氏名の記載が必要になります。
- ・※2 建築主等変更届は、変更前の欄に記載された建築主の氏名（建築主様が法人の場合はその法人名）が、変更後に残らない場合は、変更前の欄に記載された建築主の委任状の提出が必要になります。

2 委任状について

委任状の建築主押印を必要とするかの判断は、建築主と代理者で協議して決めてください。弊社は、別紙「委任状の建築主押印の取扱いについて（令和3年1月25日）」のとおり、委任状の建築主押印の有無にかかわらず、当該代理者に委任することを証する書類（委任状）として提出されたものと取扱いいたします。

〈お問い合わせ先〉

株式会社都市居住評価センター

確認検査事業部

TEL03-3504-2386

FAX03-3595-0900